

東京都医療安全推進協議会設置要綱

平成 19 年 10 月 24 日19 福保医安第 500 号

一部改正 平成 28 年 7 月 1 日28 福保医安第 297 号

一部改正 令和 5 年 7 月 1 日5 福保医安第 341 号

(目的)

第1 医療法第6条の9及び第6条の13の規定に基づき、都内の医療安全確保対策を総合的に推進し、患者及び都民の医療に対する信頼を確保することを目的として設置された「東京都医療安全支援センター」（以下「都センター」という。）の運営方針及び医療安全推進のための方策等を協議するため、東京都医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 都センターの運営方針及び業務内容の検討
- (2) 都センター業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整
- (3) 個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に係る助言
- (4) 地域における医療安全の推進のための方策の検討
- (5) その他都センター業務に関する重要事項の検討

(構成)

第3 協議会は、中立性及び公平性を確保するため、医療サービスを利用する者、医師会等医療関係団体の担当者及び弁護士等の有識者等のうちから、保健医療局長が委嘱し、又は任命する委員で構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日又は任命した日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。

3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、第3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(協議会の公開)

第7 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、会長、副会長又は委員の発議により、出席委員の過半数により議決したときは、会議録等の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会議録等を公開する場合においては、会長は必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第8 協議会の事務局は、東京都保健医療局医療政策部医療安全課とする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

第 1 この要綱は、決定の日から施行する。

第 2 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期については、第 4 の規定にかかわらず、平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。